

[別表1]

区分	対 象 経 費
看護師等養成所運営事業	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>(3) 添削指導員給与費</p> <p>(4) 部外講師謝金</p> <p>(5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費)</p> <p>(3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1) 報償費(実習施設謝金)</p> <p>(2) 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費</p> <p>(1) 実習体制支援経費 賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 看護職員養成確保促進経費 旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料</p> <p>(3) 委託費(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新人看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>8 助産師学生実践能力向上事業実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、使用料及び賃借料</p> <p>(注) 1 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部、厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号及び第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p> <p>2 へき地等の地域は次のとおりとする。</p> <p>(1) へき地等の地域 人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの</p> <p>ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域</p> <p>イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地</p> <p>エ 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村</p> <p>(2) 看護職員不足地域 一般病院の看護職員数が3:1未満の二次医療圏</p>
看護師入養成進所事業3年課程	<p>看護師養成所3年課程の設置準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 専任教員等配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(2) 事務職員経費</p> <p>ア 事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)</p>
開校助産師養成事業所	<p>助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p>
年限看護師養成進所事業	<p>看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p>

[別表2]

区分	基準額																			
看護師等養成所運営事業	次の算式により課程ごとに算出された額の合計額に定員により定められた調整率を乗じて得た額に加算額を加えた額とする。																			
	助産師養成所 生徒数×生徒単価+1ヶ所あたり単価+専任教員増員分単価× $\frac{(\text{総定員}-20)}{20}$ (端数切捨て(※))]+事務職員単価																			
	看護師養成所 生徒数×生徒単価+1ヶ所あたり単価+統合カリキュラム実施施設単価+専任教員増員分単価× $\frac{(\text{総定員}-120)}{120}$ (2年課程全日制にあつては80人、2年課程通信制にあつては500人)÷30人(2年課程通信制にあつては100人)(端数切捨て(※))]+添削指導員増員分単価× $\frac{(\text{総定員}-500)}{100}$ (端数切捨て(※))]+事務職員単価+へき地等地域分単価																			
	准看護師養成所 生徒数×生徒単価+1ヶ所あたり単価+専任教員増員分単価× $\frac{(\text{総定員}-80)}{30}$ (端数切捨て(※))]+事務職員単価+へき地等地域分単価																			
	区分	生徒単価	1ヶ所あたり単価	統合カリキュラム実施施設単価	専任教員増加分単価	添削指導員増加分単価	事務職員単価	へき地等地域分単価												
		円	円	円	円	円	円	円												
	助産師養成所(1年間で教育を行うもの)	141,800	8,284,000	-	1,842,000	-	536,000	-												
	看護師養成所																			
	3年課程	15,500	16,178,000	6,633,000	1,842,000	-	536,000	1,087,000												
	2年課程	17,600	13,889,000	-	1,842,000	-	536,000	1,004,000												
准看護師養成所	13,100	8,080,000	-	1,842,000	1,595,000	536,000	973,000													
<p>(注) 1 助産師養成所とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部、厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)第3条に規定する養成所をいう。</p> <p>2 看護師(3年課程)養成所とは、指定規則第4条第1項に規定する養成所をいう。</p> <p>3 看護師(2年課程)養成所とは、指定規則第4条第2項に規定する養成所をいう。</p> <p>4 准看護師養成所とは、指定規則第5条に規定する養成所をいう。</p> <p>5 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>6 生徒数は、当該年度の4月15日現在の人員と生徒が実在する学年の定員とを比較していずれか少ない方とする。</p> <p>7 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任として位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>8 へき地等地域分は、看護職員不足地域として別に定める地域に所在する養成所に限る。</p> <p>9 専任教員増員分は、上記算式(下線部分)により得られた人数と、実専任教員数から助産師課程については3人を、3年課程については8人(統合カリキュラムについては11人)を、2年課程については7人を、准看護師課程については5人を除いた人数とを比較して少ない方の人数をもって算出するものとする。</p> <p>10 添削指導員増員分は、上記算式(下線部分)により得られた人数と、実添削指導員数から10人を除いた人数とを比較して少ない方の人数をもって算出するものとする。</p> <p>※1学年2学級以上の編成である養成所については、端数を切り上げるものとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定員により定められた調整率</th> </tr> <tr> <th>看護師等養成所の定員数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員181人以上</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>定員161人以上180人以下</td> <td>0.94</td> </tr> <tr> <td>定員121人以上160人以下</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>定員81人以上120人以下</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>定員80人以下</td> <td>1.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。</p>							定員により定められた調整率		看護師等養成所の定員数	調整率	定員181人以上	0.92	定員161人以上180人以下	0.94	定員121人以上160人以下	1.00	定員81人以上120人以下	1.02	定員80人以下	1.04
定員により定められた調整率																				
看護師等養成所の定員数	調整率																			
定員181人以上	0.92																			
定員161人以上180人以下	0.94																			
定員121人以上160人以下	1.00																			
定員81人以上120人以下	1.02																			
定員80人以下	1.04																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新任看護教員研修事業(受講者1人当たり)</td> <td>340,000円</td> </tr> <tr> <td>看護教員養成講習会参加促進事業(受講者1人当たり)</td> <td>147,000円</td> </tr> <tr> <td>助産師学生実践能力向上事業(1か所当たり)</td> <td>4,510,000円</td> </tr> </tbody> </table>							加算額	金額	新任看護教員研修事業(受講者1人当たり)	340,000円	看護教員養成講習会参加促進事業(受講者1人当たり)	147,000円	助産師学生実践能力向上事業(1か所当たり)	4,510,000円						
加算額	金額																			
新任看護教員研修事業(受講者1人当たり)	340,000円																			
看護教員養成講習会参加促進事業(受講者1人当たり)	147,000円																			
助産師学生実践能力向上事業(1か所当たり)	4,510,000円																			
課程看護師入養成進所3業	次に掲げる額とする。 1 専任教員等配置経費1ヶ所あたり 8,408,000円																			
校助産師事養成所開	次に掲げる額とする。 1 専任教員配置経費1ヶ所あたり 3,316,000円																			
事業看護師延長養成所進修	次に掲げる額とする。 1 専任教員配置経費1ヶ所あたり 3,316,000円																			

[別表3]

事業者名等	補助率
日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会(ただし、助産師養成所開校促進事業は除く)	0.50
その他	1.00